

訪問看護ステーションゆっくり/訪問看護ステーションゆっくり サテライト調布
介護保険訪問看護・介護予防訪問看護料金表

	項目	単位	2級地 (11.12円)
訪問看護	20分未満	314	3,492
	30分未満	471	5,238
	30分以上1時間未満	823	9,152
	1時間以上1時間30分未満	1128	12,543
	(准看護師が訪問した場合→それぞれの所定単位数×90/100)		
介護予防	20分未満	303	3,369
	30分未満	451	5,015
	30分以上1時間未満	794	8,829
	1時間以上1時間30分未満	1090	12,121
	(准看護師が訪問した場合→それぞれの所定単位数×90/100)		
加算	緊急時訪問看護加算	540	6,005
	同時に複数の看護師等が行った場合		
	所要時間30分未満	254	2,824
	所要時間30分以上	402	4,470
	看護師等と看護補助者が訪問看護を行う		
	所要時間30分未満	201	2,235
	所要時間30分以上	317	3,525
	初回加算	300	3,336
退院時共同指導加算	600	6,672	
夜間または早朝、深夜のサービス提供	夜間又は早朝→所定単位数 深夜→所定単位数	+25/100 +50/100	

* 表記金額は10割負担の金額です。

* 主要な項目を大きな表示にしています。

令和6年6月より

訪問看護ステーションゆっくり/訪問看護ステーションゆっくり サテライト調布
 訪問看護(医療保険)料金表

項目	料金(円)	項目	料金(円)
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)		訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
◇保健師・看護師または作業療法士による訪問		◇保健師・助産師または看護師による訪問	
		(週3日目まで)	5,550
		(週4日目以降)	6,550
(週3日目まで 30分以上の場合)	5,550	◇准看護師による訪問	
		(週3日目まで)	5,050
		(週4日目以降)	6,050
◇准看護師による訪問		訪問看護基本療養費(Ⅱ)(同一建物居住者)	
(週3日目まで 30分以上の場合)		◇保健師・助産師または看護師による訪問	
	5,050	①同一日に2人 (週3日目まで)	5,550
		(週4日目以降)	6,550
訪問看護管理療養費		②同一日に3人以上(週3日目まで)	2,780
		(週4日目以降)	3,280
①月の初日の訪問	7,670	◇准看護師による訪問	
②月の2日目以降の訪問	3,000	①同一日に2人 (週3日目まで)	5,050
		(週4日目以降)	6,050
24時間対応体制加算(月1回)	6,800	②同一日に3人以上(週3日目まで)	2,530
		(週4日目以降)	3,030
訪問看護情報提供療養費1・2・3	1,500	訪問看護基本療養費(Ⅲ)(外泊時)	
退院時共同指導加算	8,000	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	
退院支援指導加算	6,000	◇保健師・看護師または作業療法士による訪問	
		(週3日目まで 30分未満の場合)	4,250
		(週4日目以降 30分以上の場合)	6,550
		(週4日目以降 30分未満の場合)	5,100
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回)	780	◇准看護師による訪問	
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	50	(週3日目まで 30分未満の場合)	3,870
		(週4日目以降 30分以上の場合)	6,050
		(週4日目以降 30分未満の場合)	4,720
複数名精神科訪問看護加算		精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)(同一建物)	
◇保健師、看護師または作業療法士の場合		◇保健師・看護師または作業療法士による場合	
・1日1回の場合 同一建物内1人	4,500	①同一日に2人 (週3日目まで 30分以上)	5,550
同一建物内2人	4,500	(週3日目まで 30分未満)	4,250
同一建物内3人以上	4,000	(週4日目以降 30分以上)	6,550
◇准看護師の場合		(週4日目以降 30分未満)	5,100
・1日1回の場合 同一建物内1人	3,800	②同一日に3人以上(週3日目まで 30分以上)	2,780
同一建物内2人	3,800	(週3日目まで 30分未満)	2,130
同一建物内3人以上	3,400	(週4日目以降 30分以上)	3,280
◇看護補助者または精神保健福祉士の場合		(週4日目以降 30分未満)	2,550
同一建物内1人	3,000	◇准看護師による場合	
同一建物内2人	3,000	①同一日に2人 (週3日目まで 30分以上)	5,050
同一建物内3人以上	2,700	(週3日目まで 30分未満)	3,870
緊急訪問看護加算(月14回目まで)	2,650	(週4日目以降 30分以上)	6,050
緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000	(週4日目以降 30分未満)	4,720
長時間訪問加算	5,200	②同一日に3人以上(週3日目まで 30分以上)	2,530
乳幼児加算(6歳未満)	1,300	(週3日目まで 30分未満)	1,940
乳幼児加算(6歳未満)厚生労働大臣が定めるもの	1,800	(週4日目以降 30分以上)	3,030
夜間・早朝訪問看護加算(6～8時・18時～22時)	2,100	(週4日目以降 30分未満)	2,360
深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200	特別管理加算	2,500
精神科重症患者支援管理連携加算			
(精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者)	8,400		
(精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者)	5,800		
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)(外泊時)	8,500		
在宅患者連携指導加算	3,000		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000		

- * 表記金額は10割負担の金額です。
- * 主要な項目を大きな表示にしています。

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、

当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

当ステーションは健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和6年6月より算定（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算（50 円）

本加算の施設基準に準じて、当ステーションでは下記の取組を実施しております。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求の実施。
 2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制管理。
 3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することでより質の高いサービス提供を行います。
- マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施します。

訪問看護ステーションゆっくり